

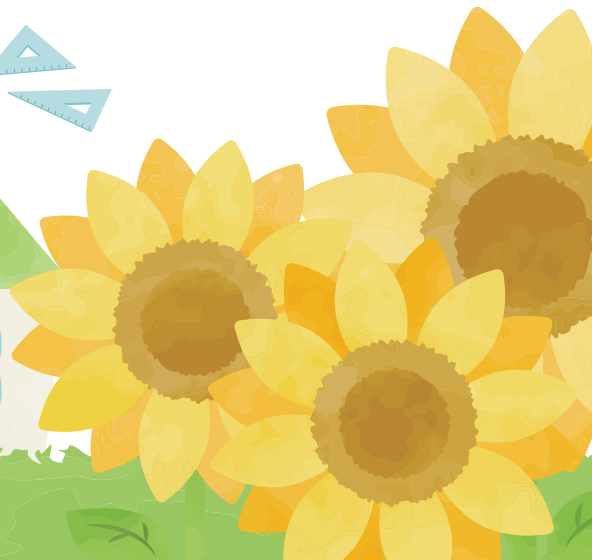
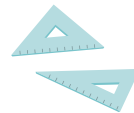
浅川町

第3版

子育てガイドブック



妊娠・出産・子育てを応援します！







子育ての相談窓口

内 容	相談機関	連絡先	時 間
妊娠・出産・育児全般	こども家庭センター (保健センター内)	0247-36-4722	平日 8時30分～17時15分
乳幼児健康診査・ 予防接種について	保健センター	0247-36-4722	平日 8時30分～17時15分
保護者の健康	保健センター	0247-36-4722	平日 8時30分～17時15分
児童手当・児童扶養手当 乳幼児及び子ども医療費・ ひとり親家庭医療費の助成	保健福祉課 福祉係	0247-36-4123	平日 8時30分～17時15分
こども園に関すること	あさかわこども園	0247-36-3301	平日 8時15分～17時00分
小中学校に関すること	教育課	0247-36-2297	平日 8時30分～17時15分
障がいのあるお子さんの 福祉に関すること	保健福祉課 福祉係	0247-36-4123	平日 8時30分～17時15分
18歳未満のお子さんに関 すること	福島県県中児童相談所	024-935-0611	平日 8時30分～17時15分
ひとり親家庭 (母子・父子) 女性相談 (DV・家庭問題)	福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809	平日 9時00分～17時00分
	女性のための相談支援センター	024-522-1010	平日 9時00分～21時00分
生活全般 (生活の中で直面する様々な 悩みや問題、DVの相談)	福島県男女共生センター 相談室	0243-23-8320 ※「一般相談」「健康相談」 「法律相談」の面接相談 は要予約	火曜日 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分 17時00分～20時00分 水曜日 13時00分～17時00分 18時00分～20時00分 木～日曜日 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分



妊娠・出産

🌸 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

妊娠がわかったら、早めに妊娠の届出をしましょう。母子健康手帳、父子健康手帳、妊産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票を交付します。すべての妊婦さんと面接を行い、ひとりひとりの状況に応じて、妊娠中から訪問や電話連絡による継続的なサポート、情報提供を行います。

🌸 父子健康手帳の交付

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

ご夫婦2人で赤ちゃんを迎えるために、母子健康手帳の交付とあわせて、父子健康手帳の交付をしています。お父さんへ向けた育児情報が記載されています。

🌸 妊婦健康診査

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

妊婦さん、赤ちゃんの健康状態を定期的に医療機関で確認するものなので、必ず受診しましょう。妊婦健康診査 15 回分の費用を助成しています。里帰り等で、県外の医療機関で妊産婦健康診査を受ける場合は、事前にご相談ください。

🌸 妊婦訪問

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

保健師・看護師等が訪問し、出産や子育てに向けての準備や手続きについて情報提供し、様々な相談に応じます。また、訪問の際に、元気な赤ちゃんの誕生と健やかな成長を願い、おむつ等の育児用品をお渡しします。

🌸 健康相談（電話・来訪・訪問）

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

保健師、看護師等が相談に応じます。妊娠・出産・子育てに関することについて、不安や悩みのある方はご相談ください。

🌸 安産祈願米贈呈と妊婦さんの交流会

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

出産をひかえた妊婦さんに安産を祈願した浅川町産米とお守りを贈呈します。贈呈と同時に助産師による個別相談、フットマッサージが受けられるほか、妊婦さん同士の交流会を実施しています。



✿ 出産育児一時金

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

出産に要する経済的負担を軽減するために、加入している健康保険等から50万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産の場合は48万8千円）が支払われます。出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として加入している健康保険等から直接医療機関に支払われます。出産される医療機関で申請が必要となります。

✿ 出産・子育て応援ギフト

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

妊娠時と出産後に応援ギフトとしてそれぞれ5万円ずつ支給します。
ギフト申請に合わせて、保健師等が面談を行い、出産や子育てに関する情報提供や相談に応じます。

✿ 子育てアプリ「らんらん」

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

お子さんの予防接種や成長記録、育児情報の提供など、妊娠から出産・育児までを町がサポートする子育て支援アプリです。



◀アプリのダウンロードはこちらから
<https://www.mchh.jp/>

✿ サポートファイル

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

保護者自身が記録し、お子さんの成長過程を確認したり振り返ったりするためのファイルです。関係機関に提示すれば、お子さんの状況に対する共通理解が深まり、育ちに対する支援が受けられます。

✿ 思いやり駐車場の申請

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

妊娠7か月からお子さんが生後3か月になるまで、「思いやり駐車場」のステッカーが表示されている駐車スペースに駐車することができます。詳細は、母子健康手帳交付時に説明します。

✿ 不妊治療費助成

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

問 福島県中保健福祉事務所（須賀川市旭町153-1） ☎0248-75-7810

不妊治療を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を福島県及び浅川町がそれぞれ助成します。助成要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

✿ 福島県不育症相談・治療費助成

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

福島県では、偶発的流産の相談窓口を設置し、治療が必要な方へは、特定の治療法に対する費用助成をしています。助成要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



赤ちゃん誕生

✿ 出生届（戸籍の届出）

問 住民課 ☎0247-36-4124

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日から 14 日以内に届け出てください。出生届（出生証明書）、母子健康手帳、印鑑、保護者の健康保険証が必要になります。

✿ 低体重児出生届

問 保健センター ☎0247-36-4722

赤ちゃんの出生時の体重が2, 500 g 未満の場合は、届け出てください。届出書は郵送します。

✿ 未熟児養育医療の給付

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

出生時の体重が2, 000 g 以下等の未熟児で、医師により入院治療が必要と認められた場合、その治療に要する医療費の一部を助成します。必要書類等は保健福祉課にお問い合わせください。

✿ 新生児聴覚検査

問 保健センター ☎0247-36-4722

聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けられるよう、新生児を対象に耳のきこえの検査を行います。受検票を医療機関に提出すれば、費用は全額助成されます。

✿ 赤ちゃん訪問

問 保健センター ☎0247-36-4722

生後1～3か月頃までの赤ちゃんのいる自宅へ保健師が訪問し、乳幼児健診や予防接種のご案内と赤ちゃんの発育や発達についての確認、育児相談に応じます。

✿ 産後ケア事業

問 保健センター ☎0247-36-4722

産後1年までのお母さんと赤ちゃんのために、産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、助産所等において宿泊や日帰りによる母子のケアや育児のサポートを行います。利用を希望される方は、事前に申請が必要となります。



産婦健康診査

問 保健センター ☎0247-36-4722

産婦さんの健康状態を医療機関で確認するものなので、必ず受診しましょう。健康診査の費用は町が助成しますので、「産婦健康診査受診票」を持参し、受診してください。

にこにこ広場（浅川町地域子育て支援拠点事業）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

お子さんが自由に遊べる場、お母さんの子育ての悩みや不安、イライラが解消できる場、子育て中の仲間に出会える場です。

- 所在地 浅川町大字簗輪字坂前137 あさかわこども園内
- 対象児 主に就学前のお子さんとその家族の方（町外在住の方も利用できます）利用の申し込みは不要。
- 実施日 月曜日、水曜日、金曜日の週3回 午前9時～正午 毎月「広報あさかわ」、子育てアプリ「らんらん」等でお知らせします。
- 利用料 無料

子育て世帯への育児用品支給事業

問 こども家庭センター ☎0247-36-4722

切れ目の無い相談支援体制と、経済的支援を目的として、妊娠後期の面談や、乳幼児健康診査、健康教室受診の際に紙おむつ等の支給を行います。健診は必ず受診するようにしましょう。

児童福祉制度について

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

★出生祝金支給事業

町の人口増加と活力ある町づくりを図るとともに、出生を祝福し出生児の健やかな成長を願い祝金を贈ります。

- 出生祝金の内容
 - ・第1子・2子 10万円
 - ・第3子 15万円
 - ・第4子 20万円
 - ・第5子以降 30万円
- 対象となる要件
 - ・浅川町に住所を有し、出生児とともに定住する意思があること
 - ・出生児と兄弟を監護し、生計を同じくしていること
 - ・町税や町の収入に係る滞納がないこと



★児童手当

次世代を担う児童の健全な育成および資質の向上と家庭における生活の安定のため、子育てにかかる費用として児童手当が支給されます。

- 対象となる要件 18歳到達後最初の3月31日まで

★乳幼児及び子ども医療費等助成

浅川町に住所を有する児童の健康増進及び疾病や負傷の治療の促進を図るため、保険診療による負担金ならびに入院時食事療養費標準負担額を助成します。

●対象となる要件

18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童が疾病や負傷で治療を受けたとき

●助成対象者

「浅川町に住所のある児童」の保護者（児童の住民登録地が支給）

●助成対象期間

出生した日または転入した日から18歳到達後の最初の3月31日まで

●助成対象医療費

医療保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担額（入院・通院とも（高額療養費・附加給付を除く））

★児童扶養手当

父または母のいない児童を育てている家庭等の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当が支給されます（所得制限あり）。

●対象となる要件

18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している父、母又は父母にかわり児童を養育している方

★ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭（母と子、父と子等）に対し医療費の一部を助成します（所得制限あり）。

●対象となる要件

18歳未満の児童（高校在学中の児童は、18歳到達後の最初の3月31日まで）を養育している配偶者のいない父または母とその児童

★ひとり親家庭への経済的な支援

ご家庭の事情により、お子さんが将来の夢をあきらめることがないように、様々な機関が実施している経済的な支援を活用することができます。お子さんのほか、ご家庭に対する支援を紹介します。

✿ 福島県子育て応援パスポート（ファミたんカード）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

福島県では、事業者と協力して社会全体で子育て家庭を応援する「子育て応援パスポート事業」を実施しています。18歳の3月31日を迎えるまで使用でき、カードを協賛店で提示すると、様々な特典を受けることができます。





親子の健康管理



お子さんの健康診査等

問 保健センター ☎0247-36-4722

健康診査は、お子さんのすこやかな発育状況を確認する大切な機会です。相談や育児に関する情報提供を行っています。

健診名 (実施場所)	内 容	持参物
3～4か月児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 内科診察・栄養指導・保健指導	・母子健康手帳 ・健康診査票 ・サポートファイル
股関節脱臼検診 (浅川町保健センター)	問診・整形外科診察	・母子健康手帳 ・問診票 ・バスタオル
7～9か月児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 内科診察・栄養指導 保健指導	・母子健康手帳 ・サポートファイル
お誕生教室 (浅川町保健センター)	お誕生会・身体計測 発育発達相談 歯科指導・栄養指導・保健指導	・母子健康手帳 ・サポートファイル
1歳6か月児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 内科診察・歯科診察 栄養指導・歯科指導・保健指導	・母子健康手帳 ・問診票（事前に郵送します） ・歯ブラシ、コップ ・サポートファイル
2歳児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 内科診察・歯科診察 栄養指導・歯科指導・保健指導	・母子健康手帳 ・問診票（事前に郵送します） ・歯ブラシ、コップ ・サポートファイル
3歳児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・尿検査・聴覚検査 視力検査・発育発達相談 内科診察・歯科診察 栄養指導・歯科指導・保健指導	・母子健康手帳 ・問診票（事前に郵送します） ・歯ブラシ、コップ ・検体 ・サポートファイル
4歳児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 歯科診察・栄養指導 歯科指導・保健指導	・母子健康手帳 ・問診票（事前に郵送します） ・歯ブラシ、コップ ・サポートファイル
5歳児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 内科診察・歯科診察・栄養指導 歯科指導・保健指導	・母子健康手帳 ・問診票（事前に郵送します） ・歯ブラシ、コップ ・サポートファイル
6歳児健康診査 (浅川町保健センター)	身体計測・発育発達相談 歯科診察・栄養指導 歯科指導・保健指導	・母子健康手帳 ・問診票（事前に郵送します） ・歯ブラシ、コップ ・サポートファイル
ことばの教室 (浅川町保健センター)	ことばについて、気になることや心配のあるお子さんと保護者を対象に、言語聴覚士による講話・相談会を実施しています。	

✿ フッ化物塗布事業

問 保健センター ☎0247-36-4722

フッ化物には、お子さんのむし歯を予防したり、悪化を防いだりする役割がありますので、対象年齢になったら受診しましょう。

- 対象児 1歳6か月から就学前までのお子さん
- 内 容 歯科健診、フッ化物塗布、歯科保健指導
(概ね6か月間隔で10回まで)
- 実施機関 藤田歯科医院 ☎36-2055 / こばり歯科 ☎57-6086
- 料 金 無 料
- 持 参 物 受診カード、母子健康手帳、健康保険証



✿ フッ化物洗口

問 あさかわこども園 ☎0247-36-3301

お子さんのむし歯を予防するため、少量のフッ化物洗口液を口に含んで1分間、ぶくぶくうがいします。あさかわこども園で週2回、年中、年長児童に実施します。

✿ 予防接種

問 保健センター ☎0247-36-4722

予防接種はお子さん自身が免疫を作って、病気を予防するために役立ちます。定期予防接種は、対象年齢内であれば接種できますので、計画的に受けましょう。

【受け方】

赤ちゃん訪問時に配布される「予防接種予診票」と母子健康手帳、保険証等を持参し、県内医療機関を受診してください。事前に医療機関に電話予約のうえお出かけください。

【接種後の注意】

- ・接種後30分は、接種会場でお子さんの様子を観察してください。
- ・接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合には、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ・接種当日の激しい運動は避けましょう。

【予防接種費用の払い戻しについて】

浅川町に住民登録している方が、県外で定期予防接種を受けた場合に、接種費用の助成があります。

詳細は保健センターへお問い合わせください。



★予防接種法に基づく定期予防接種一覧

予防接種名		対象年齢	接種回数
B型肝炎		2か月～1歳に至るまでの間	3回
小児用肺炎球菌		2か月～5歳に至るまでの間	4回 (ただし、開始月齢により回数が異なりますので、主治医にご相談ください。)
ロタウイルス	1価ワクチン	生後6週～24週未満	2回
	5価ワクチン	生後6週～32週未満	3回
五種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ	1期初回	2か月～	3回
	1期追加	7歳6か月に至るまでの間	1回
	2期(DT)	小学6年生	1回
BCG(結核)		生後5か月～1歳	1回
麻しん風しん混合	1期	1歳～2歳	1回
	2期	小学校就学前の1年間(年長児)	1回
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳	2回
日本脳炎	1期初回	3歳～7歳6か月に至るまでの間	2回
	1期追加		1回
	2期	9歳～13歳未満	1回
子宮頸がん		小学6年生～ 高校1年生相当までの女の子	3回

★任意予防接種について

予防接種名	対象年齢	接種回数
子どものインフルエンザ	6か月～13歳未満	2回
	13歳以上	1回
おたふくかぜ	1歳～小学校就学前(年長児)まで	2回

※費用助成を行っております。詳細については、お問い合わせください。



お父さん・お母さんのがん検診・健康診査

問 保健センター ☎0247-36-4722

自分自身、そして家族のために生活習慣について振り返り、定期的に健診を受けましょう。

検診名	対象者	検診内容
大腸がん検診	40歳以上の方	問診、便潜血反応検査
胃がん検診	40歳以上の方	問診、バリウムによるレントゲン撮影
胃がん検診（内視鏡）	50歳以上の方（隔年）	問診、内視鏡検査
肺がん検診	40歳以上の方	胸部レントゲン撮影
肺がん検診（喀たん検査）	50歳以上のハイリスクの方	問診、細胞診（3日間蓄たん）
子宮けいがん検診	20～55歳の女性（毎年） 56歳以上の女性（隔年）	問診、子宮頸部の細胞診
骨粗しょう症検診	30歳以上の女性	超音波による骨密度測定
乳がん検診	30～39歳の女性（毎年）	超音波検査
	40～49歳の女性（隔年）	マンモグラフィ2方向
	50歳以上の女性（隔年）	マンモグラフィ1方向
前立腺がん検診（PSA）	50歳以上の男性（希望者）	前立腺腫瘍マーカー検査
肝炎ウイルス検査	・40歳の方 ・41歳以上の未検者	問診、 血液検査（B型・C型肝炎検査）
特定健康診査	・40～74歳の国民健康保険加入者（健診時） ・社会保険の被扶養者の方で「特定健診受診券」のある方	問診、診察、身体計測（身長・体重）、 腹囲測定、血圧測定、血液検査 尿検査、眼底検査、心電図検査、 貧血検査、腎機能検査
県が実施する健康診査	19歳～39歳	問診、診察、身体計測（身長・体重）、 血圧測定、血液検査（脂質・肝・血糖）、 尿検査

こころの健康相談

問 保健センター ☎0247-36-4722

こころの病気、アルコールの問題、ひきこもりや不登校、認知症などでお悩みのご本人やご家族の方を対象に、臨床心理士による相談会を実施しています。相談は無料で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、ぜひご相談ください。日程等についてはお問い合わせください。



子どもの救急

小さなお子さんは、風邪を引いたり、熱を出したりすることがよくありますが、ことばでうまく伝えることができません。普段から、お子さんの変化を把握し、慌てずに対応しましょう。

医療機関に持っていくもの

- 健康保険証、子ども医療費受給資格証、母子健康手帳
- おくすり手帳（飲んでいる薬を確認できるもの）
- その他医療機関から指示があったもの
- 経過のメモ書き

※熱の上がり下がり、便の回数など、どういった症状が、いつから、どのように経過しているのかをメモ書きにして持っていくとスムーズです。

緊急のとき

呼びかけても意識がない、けいれんがとまらない、出血がひどいなどの緊急を要する場合は、119番へ連絡しましょう。

夜間 判断に迷うとき

夜間、お子さんの具合が悪くなった場合、電話相談をご利用ください。小児科医や看護師が家庭での対処法など、症状に応じたアドバイスをしてくれます。

福島県子ども救急電話相談 ☎ #8000 または 024-521-3790（午後7時～翌朝8時）

休日に急病になったとき

石川郡内の医療機関が当番医として休日、年末年始等に診療を行っています。毎月、広報あさかわに当番医が記載されています。ふくしま医療情報ネットでも、休日当番医の検索ができます。

知っていると便利なホームページ

- ふくしま医療情報ネット（医療機関の検索ができます）
- 子どもの救急について（福島県保健福祉部地域医療課）
- 子どもの救急 ONLINE（社団法人日本小児科学会）

お子さんの誤飲

飲んだものを把握し、すぐに医療機関を受診してください。意識がない、呼吸や脈拍に異常がある場合は直ちに救急車を呼びます。判断に迷うときは、下記の窓口へご相談ください。

中毒 110 番（一般専用電話・情報料無料）

つくば ☎ 029-852-9999（午前9時～午後9時対応）

大 阪 ☎ 072-727-2499（24時間対応）



こども園、小・中学校、各施設

あさかわこども園

問 あさかわこども園 ☎0247-36-3301

●開園時間

平日 午前7時15分～午後6時15分 土曜日 午前7時30分～午後5時30分(希望保育)

●対象年齢

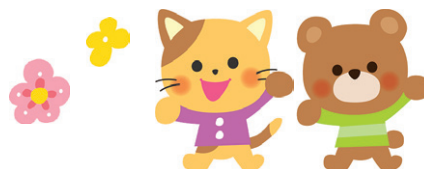
保育部 生後6か月～就学前(主に0歳から2歳中心)

幼稚部 3歳(年度当初の年齢)～就学前

●入園募集時期

4月入園 毎年10月中旬から11月上旬

4月以降入園 随時相談 ※ただし、定員等により希望時期に入園できないことがあります。



★こども園保育部

0歳から2歳までのうち就労等により家庭保育ができないお子さんをお預かりする施設です。保護者が家庭保育できない時間帯にお子さんをお預かりし、食事や排せつ等の支援を行います。

●入園要件

町内に住所を有する児童のうち、児童の保護者が、下記の保育を必要とする事由に該当するとき、に町が定める基準に従って認定され、入園が決定します。

- ① 就労 ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障害 ④ 親族看護・介護
- ⑤ 就学 ⑥ 虐待・DVのおそれがあること ⑦ その他町長が認める場合

※求職中の場合は、保育部を利用できる期間は90日となります。

●申込に必要な書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ・保育所入所申込書……児童1人につき1枚
- ・就労証明書等……父・母とも1枚(保育を必要とすることが分かる書類)
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

★こども園幼稚部

3歳から小学校就学前までのうち入園を希望するお子さんをお預かりする施設です。給食費の全額助成、幼稚部バスによる送迎(希望児)、預かり保育を実施しています。

●入園要件

原則として町内に住所を有する3歳から小学校就学前までの幼児

●申請に必要な書類

施設型給付費、地域型保育給付費等支給認定申請書、入園願書



🌸 預かり保育事業（あさかわこども園内）

問 あさかわこども園 ☎0247-36-3301

幼稚部の教育活動終了後、家庭の保育に欠ける園児及び諸事情により保育が困難である園児を預かります。

●対象児

【通年利用対象】

幼稚部の園児で、預かり保育を希望し、次のいずれかに該当する方

- ① 保護者（父母及び祖父母等の親族で保育ができる者）が家事以外に就労しているため、家庭での保育が困難である場合
- ② 家庭の事情などにより、家庭での保育が困難と認められる場合
- ③ その他、こども園長が預かり保育を必要と認めた場合

※求職中の方や育児休業中の方は利用できません。

【一時利用対象】

幼稚部園児で、保護者が一時預かりを希望し、次のいずれかに該当する方

- ① 保護者の疾病や災害等により、家庭での保育が困難である場合
- ② 保護者の家族の看護等により、家庭での保育が困難である場合
- ③ その他、こども園長が預かり保育を必要と認めた場合

●申込受付及び決定

毎年入園児説明会時に概要を説明し、募集します。定員は90名程度です。
申込書の内容を審査し、決定いたします。

●利用料等

保育料は無料 おやつ代・教材費は別途必要

●保育実施日・時間

平 日 教育活動終了後（特別な日以外は午後1時30分～午後6時15分）
土 曜 日 午前7時30分～午後5時30分 ※希望保育
長期休業日 午前7時15分～午後6時15分

🌸 にこにこ広場（あさかわこども園内）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

お子さんが自由に遊べる場、お母さんの子育ての悩みや不安、イライラが解消できる場、子育て中の仲間に出会える場です。詳細はガイドブック P5 をご覧ください。



小学校・中学校

問 教育課 ☎0247-36-2297

★入学の手続き

●浅川小学校

10月中に、住民基本台帳をもとにして、翌年度入学対象児の保護者宛に「就学時健康診断の通知」が送付されます。健康診断は、10月～11月にかけて行われますので、指定された場所で必ず受けてください。「入学通知書」は、1月末日までに送付されます。

●浅川中学校

小学6年生の保護者には、中学校へ入学する年の1月末日までに、「入学通知書」が送付されます。

★転校の手続き

浅川小学校 ☎0247-36-2029 浅川中学校 ☎0247-36-2023

現在の在籍校へ転出先の住所及び最終登校日を連絡し、学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行してもらいます。

●町外の学校へ転校するとき

浅川町役場住民課で転出の手続後、受け取った証明書を持って他市町村で転入の手続を行います。また、「在学証明書」と「教科書給与証明書」は転入校へ提出してください。

●町内の学校へ転校してくるとき

浅川町役場住民課で転入の手続後、前に在籍していた学校から受け取った「在学証明書」と「教科書給与証明書」を転入校へ提出してください。

★学習のICT環境について

小中学校では、学習用タブレット端末1人1台のほか、学習のICT環境が整備されています。家庭学習をする際に、Wi-Fi環境が整っていない家庭へはモバイルWi-Fiルータ貸与等を行っています。詳細については、お問い合わせください。

★就学援助制度

経済的理由によりお子さんの就学が困難な方を対象に、学校生活において必要となる費用の一部を援助する制度があります。申込期間、方法等についてはお問い合わせください。

児童クラブ（浅川小学校内空き教室）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123/児童クラブ ☎0247-36-4858

仕事などで昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対し、授業終了後、小学校の空き教室を活用して安全で豊かな生活時間を与え、児童の健全育成を図るものです。

●対象児

- ① 保護者が家事以外に就労しているため、家庭で子供を見ることが困難な場合
- ② 家庭の事情（出産や疾病等）により、家庭で子供を見ることが困難な場合
- ③ その他、町長が認める場合

●申込受付及び決定

1月から2月に翌年度登録する児童を募集します。年度途中の場合は、お問い合わせください。申請書及び添付書類を確認のうえ、後日、登録承認・非承認の通知を保護者に送付します。

●申込受付及び決定

1月から2月に翌年度登録する児童を募集します。年度途中の場合は、お問い合わせください。
申請書及び添付書類を確認のうえ、後日、登録承認・非承認の通知を保護者に送付します。

●負担金

年額 2,000円

●開所時間

月曜日～金曜日 放課後～午後6時（長期休業中 午前7時30分～午後6時）

小学校入学祝金支給・中学校入学祝金支給

問 教育課 ☎0247-36-2297

小中学校の入学時に、入学祝金を支給することにより、入学を祝福し、お子さんの健やかな成長を支援します。保護者の方に、入学後学校から「入学祝金支給申請書」が配布されます。

給食費無料

問 教育課 ☎0247-36-2297

令和5年4月より、子育て世代への経済的支援の一環として、幼稚園、小学校、中学校の給食費が無料となっています。

高等学校等通学費助成について

問 教育課 ☎0247-36-2297

高等学校等への通学に係る負担の軽減を図るために生徒の保護者に助成金を支給します。

●支給対象者

高等学校等に在籍（9月1日現在）する生徒の保護者（浅川町に住所のある保護者）

●支給額

年額 10,000円

●申請受付期間

10月1日から12月20日まで

奨学資金制度

問 教育課 ☎0247-36-2297

奨学金制度を利用希望する方は問い合わせください。対象者は、浅川町に1年以上住所を有し、対象となる学校に入学または在学している方になります。毎年4月上旬に申請書類の配布及び受付を行います。申込期間、方法等の詳細についてはお問い合わせください。

大学生等水郡線利用通学費補助金

問 企画商工課 ☎0247-36-2815

水郡線を利用して通学する大学生等を対象に、定期券購入に要する経費に対し補助金を交付します。

●補助対象者

9月1日時点で大学等に在籍し、町内に住所を有する大学生等

●補助上限額

年額10,000円

✿ 奨学金返還支援補助金

問 企画商工課 ☎0247-36-2815

町の将来を担う若者の移住及び定住を促進するため、町内に定住し、就業する方を対象として、奨学金返還の支援を行います。詳細についてはお問い合わせください。

✿ あさかわキッズチャレンジ教室（公民館事業）

問 浅川町中央公民館 ☎0247-36-2134

小学4年生～6年生を対象に、学校外活動（田植・稲刈、ハイキング、工作、スポーツなど）をと
おして、豊かな人間性を養い、社会的知識を向上させるための教室です。

小学校を通じて募集いたします。

✿ あさかわ図書館

問 あさかわ図書館 ☎0247-36-2900

●開館時間 / 休館日

午前9時30分～午後6時／毎週月曜日、祝日、年末年始及び蔵書点検期間

●ホームページ

<https://asakawa-library.jp>（浅川町立あさかわ図書館で検索）

★本の貸出・返却方法

●貸出方法 1人5冊まで、貸出期間は2週間です。

●利用方法 貸出カードが必要です。住所・氏名が確認できる
ものを持参すれば、申し込みができます。（無料）

●返却方法 開館時に受付カウンターに返却してください。



★図書館の会議室

●使用時間 午前9時30分～午後6時（申請書に記入のうえ提出し、許可後に利用してください。）

●使用料金 会議室は4時間で860円、小会議室は4時間で640円

★各種教室

親子わくレク教室、読みきかせ会、多世代交流教室（趣味の教室・映画上映会など）、研修会など
を開催しています。詳細は、広報あさかわ等でお知らせします。

★ファーストブック事業

お子さんと保護者が絵本を介して、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、1歳と4歳
の健康診査時に絵本をプレゼントします。

✿ 町営プール

問 浅川町中央公民館 ☎0247-36-2134/町営プール0247-57-5143

★プールの使用

●期間 7月～8月（8月16日はお休みです）

●使用時間 10時～16時（入替制）

●その他 小中学生は土曜日無料、県民の日（8月21日）は
全員無料で利用できます。





障がいや発達に心配のある お子さんへの支援

✿ お子さんの発達に心配のあるとき

問 保健センター ☎0247-36-4722

- ・なかなか歩かない
- ・かんしゃくがひどい
- ・ことばが遅い、発音が気になる
- ・不器用
- ・落ち着きがない
- ・お友達とうまく遊べない

このような様子が見られ、子育てに不安や困りごとがあるときは、一人で悩まず、早めに相談しましょう。お子さんの成長や発達には、ひとりひとり個性があります。その個性を理解し、お子さんに合った成長や発達を促すための方法をいっしょに考えていきましょう。

主な相談先

- ・浅川町保健センターの保健師
- ・あさかわこども園の先生
- ・医療機関（かかりつけの小児科、専門医療機関）
- ・県中児童相談所（郡山市） ☎024-935-0611
- ・浅川町役場 保健福祉課 福祉係



✿ 各種手帳

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

障がいのある方に障がいの種別により交付されます。等級に応じて各種の援護や福祉制度・サービスを受けることができます。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
身体障がいがある方	知的障がいがある方	精神障がいがある方

✿ 特別児童扶養手当

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

一定の障がいがあって日常生活を送ることが困難な児童の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当が支給されます（所得制限あり）。

●対象となる要件

身体または精神に中・重度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父・母または父母にかわり児童を養育している方

障害児福祉手当

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

身体や精神に重度の障がいがある 20 歳未満のお子さんで、日常生活において常時の介護を必要とする方に支払われます。所得制限、障がいの程度に基準があり、施設に入所している場合や公的年金を受給している場合は該当しません。

心身障害者扶養共済制度

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

障がいのある方の保護者が、万一のとき（死亡又は加入後の疾病・災害による重度障がい）に、残された障がいのある方に終身一定の年金額が支給される制度です。

自立支援医療（育成医療）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

18 歳未満で身体に障がいや疾患があり、手術等の治療で障がいの改善が期待できるお子さんに対して、医療費の一部を助成する制度です。世帯の所得に応じて自己負担限度額が決定します。

小児慢性特定疾病対策事業

問 県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7810

小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする 18 歳未満のお子さん（18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には 20 歳未満の者も含む。）の治療に係る医療費の自己負担分を一部助成します。

補装具費の支給（交付・修理・借受け）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

身体上の障がいを補うために補装具費（交付・修理・借受け）の支給を行います。補装具費は手帳の障がい種類及び程度に応じて支給されます。

日常生活用具の給付・貸与

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

障がいのあるお子さんの日常生活が容易になるよう、障がいの種類及び程度に応じて日常生活用具の給付または貸与を行います。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。

✿ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

★障がい福祉サービス

障がいのあるお子さんや発達に心配のあるお子さんを対象に、自宅を訪問したり施設で預かったりして支援を行います。

居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。

短期入所 自宅で介護をしている家族などが病気や体や心の休息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。

★障がい児通所支援

種 類	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児やその家族に対して支援を行い、日常生活動作の指導等の療育を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障がい児を対象とした、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に授業の終了後、又は夏休み等の休日に、生活能力の向上のための訓練等の療育を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス利用の流れ】

- ①相 談 利用を希望する場合は、保健福祉課にご相談ください。
- ②利用申請 申請書類を提出します。
- ③調 査 心身状態、生活状況、サービス利用に関する意向等について聞き取り調査を行います。
- ④計画作成 相談支援事業所等に障がい児支援利用計画案の作成を依頼します。
- ⑤支給決定 調査結果及び利用計画案等を勘案し、サービス利用の可否や支給量を判断します。
決定された場合は、受給者証を交付します。
- ⑥利用開始 サービスを提供する事業者と利用者が契約を結び、利用開始となります。

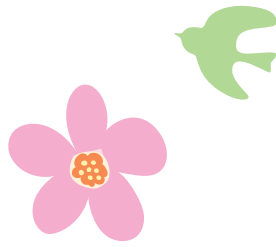
✿ サポートファイル（フェイスファイル）

問 保健福祉課 ☎0247-36-4123

保護者の方が、お子さんの状況を記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、共通理解が深まり、成長過程に応じた支援を受けられるようにするため作成するものです。浅川町では「フェイスファイル」と呼称し、石川郡内5町村が共同で作成しております。

子育て支援について

妊 娠 期	妊娠届出	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査費用の助成 ・風疹予防接種の助成（妊婦の夫） ・サポートファイルの交付 ・父子健康手帳の交付 ・出産応援ギフトの申請（5万円支給） ・子育てアプリ「らんらん」 ・思いやり駐車場の申請（保健福祉課）
	妊婦交流会	・安産祈願米、育児用品のプレゼント ・助産師による個別相談、フットマッサージ
子 育 て 期	出産祝い金	第1・2子 10万円 第3子 15万円 第4子 20万円 第5子以降 30万円
	児童手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給
	乳幼児及び子ども医療費等助成	保険診療による負担金、入院時食事療養費標準負担額を助成
	ひとり親家庭支援	・児童扶養手当 18歳到達後の最初の3月31日までの児童を監護している父、母又は父母に代わり児童を養育している方に支給 ・ひとり親家庭医療費助成 医療機関の窓口で支払った各種保険診療の自己負担額(月1,000円以上)を助成
	産後ケア事業	産婦と生後1年未満の乳児で、支援が必要な方を対象に、助産所等において宿泊や日帰りで育児のサポートや母子のケアを実施
	赤ちゃん訪問	・乳児の発育、発達の確認 ・育児相談 ・予防接種の案内 ・子育て応援ギフトの申請（5万円支給） ・乳幼児健診の案内
	乳幼児健診	・3～4か月児健康診査（紙おむつ支給） ・股関節脱臼検査 ・7～9か月児健康診査 ・お誕生教室（紙おむつ支給） ・1歳6か月児・2歳児健康診査 ・3歳児健康診査 ・4歳児健康診査 ・5歳児健康診査 ・6歳児健康診査 各健康診査では、発育・発達の確認、内科診察、歯科診察、栄養指導、歯科指導、保健指導などを行います。 健診の日程については、個別通知だけでなく、ホームページ、浅川町健康カレンダー、子育てアプリらんらんでも配信しています。 お子さんの発育状況を確認する大切な機会ですので、必ず受診するようにしましょう。
	定期予防接種	対象年齢内の接種についての費用を町が負担 (詳細は赤ちゃん訪問時や、対象年齢時に個別通知)
	任意予防接種	インフルエンザ（満1歳～18歳まで）、おたふくかぜ（1歳～年長児まで）の予防接種費用助成



フィンランドでは、ネウボラという子育てを支援する制度があります。

ネウボラには、「妊娠、出産、子育てにかかわる
ご家族の不安や心配をきかせていただき、その解消方法をいっしょに考え、
喜びの多い子育てができるようにサポートする場」という意味があります。

浅川町では、ガイドブックに掲載されている事業をとおして、



お子さんが心身ともに健やかに育つことを



御家族や地域のみなさまと共に願い、応援していきます。



浅川町子育てガイドブック

発行日 令和2年3月 初 版

令和3年7月 第2版

令和6年10月 第3版

発 行 浅川町

編 集 保健福祉課

石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15

Tel: 0247-36-4123 Fax: 0247-36-2895

